

# お知らせコーナー

## 個人市・府民税の申告受付が始まります

### 【申告受付期間】

2月16日(火)～3月15日(日)(土・日・祝は除く)

※郵送または行政オンラインシステムによる申告は期間前から受け付けています。

### 【申告受付方法】

受付方法の詳細はPDFでご確認ください。

- ①郵送受付
- ②大阪市行政オンラインシステムによる受付(令和2年中に収入がなかった方のみ)
- ③窓口による受付(土・日・祝は除く)

### ◆あべの市税事務所

〒545-8533 阿倍野区旭町1-2-7-702  
あべのメディックス7階  
受付時間 月～木▶9:00～17:30  
金▶9:00～19:00

### ◆東住吉区役所(3階 303会議室)

受付時間 月～金▶9:00～11:30、13:00～16:00  
※昨年と受付時間が異なりますのでご注意ください。  
※2月16日(火)から1週間程度や期間中の午前9時台は混雑が予想されます。

### 〈来所の際の感染症拡大防止にご協力ください〉

- ・混雑防止のため事前にご自宅で申告書の記載をお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・ボールペンや計算器具等をご持参ください。
- ・体調のすぐれない方は来所をお控えください。
- ・混雑状況によっては入場を制限する場合があります。

### 問合せ あべの市税事務所市民税等グループ

(個人市民税担当)  
☎06-4396-2953 FAX06-4396-2866

## 確定申告書作成会場のお知らせ

確定申告書作成会場の開設期間は、2月16日(火)から3月15日(日)までです(土・日・祝は除く)。

新型コロナウイルス感染症対策で、本年に限り、年金受給者、給与所得者の還付申告会場を2月16日より前日から開設しています。

※相談受付時間は、9:15～16:00までです。

※車でのご来場はご遠慮ください。

※「国税庁ホームページ」では、ご自宅で確定申告書の作成、e-Taxによる送信(提出)ができます。

### 会場における感染症対策について

- ・会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。
- ・ボールペンや計算器具等をご持参ください。
- ・マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。
- ・検温、消毒への協力をお願いします。
- ・体調のすぐれない方は、入場をお断りします

### 問合せ 東住吉税務署

☎06-6702-0001(代表)

※問合せ可能日・時間

月～金の8:30～17:00(祝を除く)

## 固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は、3月1日(日)です。

## 後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度における令和元年度分の申請勧奨通知の発送について

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(令和元年8月1日から令和2年7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者の方は支給申請をすることによりその超えた金額が支給されます。

大阪府後期高齢者医療広域連合より、3月上旬に申請勧奨通知がお手元に届くよう発送しますので、書類が届いた方は、必要事項をご記入・捺印のうえ、同封の封筒にて返送してください。

### 問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

☎06-4790-2031 FAX06-4790-2030

# 市民向け無料相談

\*ご利用は市内在住の方に限ります

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談事業が中止となっている場合があります。今後も感染状況によっては中止となる可能性がありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

相談名	日時	申込方法、場所など	予約・問合せ
弁護士による法律相談※1	2月2日・9日・16日(火)・24日(火)、3月2日(火) 13:00～17:00 (最終時間枠は16:30)	場所/区役所 5階53番窓口 申込方法/当日9:00から電話で(先着順)に予約受付します。 ★1名(組)30分以内。 ★予約頂けるのは、1枠(30分単位)です。	総務課(広聴広報) 5階53番窓口 ☎06-4399-9683 ※電話が混み合い、つながりにくくなる場合があります。
司法書士による法律相談※2	2月18日、3月4日・18日(木) 13:00～16:00 (最終時間枠は15:30) ※2月4日(火)は中止		
税務相談※3	2月、3月はなし		予約は不要です。直接窓口へお越しください。 【問合せ】 総務課(広聴広報) 5階53番窓口 ☎06-4399-9683
行政相談※4	2月はなし 3月11日(木) 13:00～15:00(受付は14:30まで)	場所/区役所 5階53番窓口	
不動産相談※5	2月17日、3月17日(火) 13:00～16:00(受付は15:00まで)		
行政書士による相続遺言帰化相談※6	2月25日、3月25日(火) 13:00～15:00(受付は14:45まで)		
日曜法律相談	2月28日(日) 9:30～13:30	場所/中央区役所(中央区久太郎町1-2-27) 西淀川区役所(西淀川区御幣島1-2-10) 定員/各会場16組(先着順)	2月25日(火)・26日(水) 9:30～12:00 【予約専用】 ☎06-6208-8805
外国籍住民法律相談	2月3日(火)13:00～16:00 17日(火)17:00～20:00 3月3日(火)13:00～16:00	場所/大阪国際交流センター内 インフォメーションセンター (天王寺区上本町8-2-6) 定員/各4組	【予約専用】 ☎06-6772-1127 【問合せ】 ☎06-4301-7285
ひとり親家庭相談(離婚前相談もしています)	毎週(火)・(木)・(金)(祝日除く) 9:15～17:30	場所/区役所 2階28番窓口	保健福祉課(子育て支援) 2階28番窓口 ☎06-4399-9838
ごみの分別相談とフードドライブ※7	2月9日(火) 14:00～16:00	場所/区役所 正面玄関窓口案内横	中部環境事業センター(普及啓発担当) ☎06-6714-6411
専門相談員による人権相談	電話、FAX、メール、面談で相談をお受けします。 (土曜日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み) 区役所での相談を希望される方は電話、FAXで事前にお申込みください。		大阪市人権啓発・相談センター ☎06-6532-7830 FAX06-6531-0666 ✉7830@osaka-jinken.net 月～金9:00～21:00 土・日9:00～17:30
弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談	3月5日(金) 14:00～17:00	場所/区役所 定員/4名(先着順) 対象/未成年の子どもがいる父母	2月25日(火)9:00～ 保健福祉課(子育て支援) 2階28番窓口 ☎06-4399-9838

2月17日(火)に予定していた「花と緑の相談」は中止となりました。

※1…土地・建物、金銭貸借、相続・遺言、離婚・親権などの相談 ※2…不動産登記、相続、成年後見などの相談 ※3…一般的な税務相談  
※4…国の行政などへの相談 ※5…不動産に関する一般的な相談 ※6…遺言書や遺産分割協議書作成などに関する相談  
※7…(フードドライブ)家庭で余っている食べ物等を持ち寄り施設等へ寄付する活動

## 介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険の利用者負担は、医療費控除の対象となる場合があります。いずれも「領収証」が必要となります。

サービスの種類	医療費控除の対象となる自己負担額	
施設	介護療養型医療施設	介護サービス利用料・食費・居住費
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	介護老人福祉施設	
居宅	医療系サービス	上記の2分の1
	福祉系サービス	訪問看護・通所リハビリテーションなど
	※医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象 喀痰吸引等	訪問介護(生活援助中心型を除く)・通所介護など
おむつ代	医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。 ※要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、保健福祉課(介護)2階29番窓口で交付できる場合があります。	介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、自己負担額の10分の1

問合せ 保健福祉課(介護)2階29番 ☎06-4399-9859 FAX06-6629-4580

## 障がい者控除対象者認定書をご存じですか

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方で、65歳以上のねたきりの方または認知症の方で、身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

### 問合せ 保健福祉課(福祉)2階28番

☎06-4399-9857 FAX06-6629-4580

## 窓口の呼出番号・待ち人数

区役所窓口の呼び出し状況・待ち人数は区役所IPまたはこちらの二次元コードから確認できます!



- 窓口サービス課(住民情報・保険年金)
- 保健福祉課(福祉・介護)

混雑状況緩和のため  
ご協力よろしくお願いします。

